

生産行程管理者の認証手順（有機農産物・有機加工食品）

I 申請前の準備

1 生産行程管理者認証講習会の受講

1月～3月に認証センターが行う講習会は有機農産物の生産行程管理者が認証を受けるために必ず受講しなければならない講習会です。生産行程管理責任者、格付担当者(全員)は申請前に講習会の課程を修了しなければなりません。この講習会では有機農産物のJAS規格をはじめ、認証手続きに関する詳しい説明が行われます。

新たに有機加工食品、有機飼料、有機畜産物を申請する人は、関係するJAS規格や認証の技術的基準について講習をしますので事前に申し出て下さい。

受講料 (☞P1-3)

申請手数料を請求するときに加えて後日請求します。

2 申請書提出前の準備

(1) 生産行程管理責任(担当)者と格付責任(担当)者の選任

- 生産行程管理担当者
 - ・ 資格要件を満たしていること (☞農産物 P2-11、加工食品 P2-19)
 - 生産行程管理責任者
 - ・ 生産行程管理担当者が1人の場合：担当者=責任者
 - ・ 生産行程管理担当者が複数の場合：認証講習会を修了した者から1人選任する
- ※生産行程管理責任者は認証講習会を修了していること

生産行程管理責任者の職務

- (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
(内部規程の作成、栽培管理計画を作成、生産行程管理記録をつける等)
- (2) 外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
(外注管理を行う場合、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等を定め、実施する)
- (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置または指導

- 格付担当者
 - ・ 資格要件を満たしていること (☞農産物 P2-12、加工食品 P2-20)
 - ・ 認証講習会を修了していること
- 格付責任者
 - ・ 格付担当者が複数の場合、1人選任する

※個人申請の場合、生産行程管理責任者と格付責任者を兼ねることができる。

(2) 内部規程、格付規程、栽培管理基準の作成

内部規程（生産行程管理規程）と格付規程は認証の技術的基準で作成が義務づけられています（☞農産物 P2-11、加工食品 P2-19）。自らの経営に即した内部規程、格付規程、作物毎の栽培管理基準、加工食品毎の製造工程表を作成します。内部規程、格付規程は**具体的かつ体系的に整備していることが求められています**。

組織で申請する場合は、組織の規約或いは定款を作成し、規約、内部規程、格付規程、栽培管理基準を全生産者に周知徹底する必要があります。これらは定期的に見直し、検査員等から指摘を受けた場合は必要に応じて変更しなければなりません。

有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物を申請するときは別に内部規程、格付規程、栽培(飼育)管理基準を作成することになります。

小分け業務を行う予定の場合は、小分けに関する項目も必要となります。（☞P2-21）

(3) マニュアルの作成

内部規程とは別に下記の各種作業マニュアルを作成し、その写しを提出します。またそれぞれの作業の実施状況を確認する帳簿を備え、実地検査時の求めに応じて提示します。

ア、農機具使用管理マニュアル

イ、格付作業マニュアル、乾燥、調製、保管清掃マニュアル

ウ、製造工程表：加工食品を申請するときは、加工食品毎に製造工程表を作成します

II 申請書の提出

1 申請書の提出期間

当会が提示した申請書様式を使用して記入し、受付期間 3 月 1 日～4 月 30 日の間に提出ください。継続確認の申請書を特別な理由がなく提出期間を著しく過ぎた場合は、継続確認の調査手数料(別表 3)に加えて追加検査手数料(別表 2)を請求することがあります。

2 申請書

・申請書(様式 S-1)

小分け業務の有無を記載してください。

下段に同意書がありますので必ず署名捺印して下さい。

・内部規程(生産行程管理規程)、格付規程、栽培管理基準、規約(組織申請の場合)

見直しを行い改訂日を記入してください。複数の作物を生産する人は栽培基準に各作物の栽培基準が含まれるよう記入してください。生産組織で申請するときは規約、組織図を提出してください。

・(申請・認証)事項 変更届 (様式 S-1B)

申請後及び継続申請時に、ほ場、生産・収穫・調製作業などに関わる機械・施設や使用する資材等、または生産行程・格付担当者の変更があった場合には速やかに提出下さい。

・有機栽培申請ほ場一覧 (様式 S-1C)

3 添付書類

- (1) 自宅又は事業所までの案内図（様式 S-2）
- (2) 生産ほ場及び周辺図（様式 S-3）
- (3) 育苗施設、使用する農業機械、作業マニュアル（様式 S-4A）
- (4) 収穫・調製・保管施設、乾燥・調製・格付等作業マニュアル、施設平面図（様式 S-4B）
※有機栽培の作業を委託するときは作業委託契約書を事前に提出して下さい。
- (5) 有機農産物の栽培計画（様式 S-5）
- (6) 種苗・資材リスト（様式 S-6A）
- (7) 育苗用土・自家製肥料等の資材証明書（様式 S-6B）
- (8) 使用資材の原料・製造工程、有機農産物の日本農林規格適合証明書
- (9) 生産行程管理記録（様式 S-7）
- (10) 航空防除実施作業地図（農薬空中散布実施地域の場合に限る）（様式 S-8）
- (11) 有機農産物の格付記録・格付実績報告書（様式 S-9）...**継続確認申請者**
格付表示実績報告書（様式 K-3）※小分けのある人のみ
- (12) 精米記録及び有機米の出荷台帳（様式 S-10）...**継続確認申請者**
有機農産物(米以外)の出荷台帳（様式 S-11）...**継続確認申請者**
- (13) 有機農産物等の生産行程管理者・小分け業者の認証契約書...**新規申請者**

III 申請書の受理と書類確認

1 受理と書類確認の方法

- (1) 認証申請書の受理は書類の不備等のチェックを経て正式に受理します。申請者から提出された申請書は認証事務局員、判定員(検査員)によって以下の項目に関して確認を行います。

- ・提出すべき書類に漏れがないかどうか。
- ・申請書と添付書類の記入に漏れや不適切な部分がないか。
(特に、内部規程と矛盾がないか等)
- ・有機開始日、格付日、格付数量等の整合性がとれているか。

などをチェックし、不備があった場合には文書で連絡します。連絡があった場合は速やかに対応して下さい。

1ヶ月以上過ぎても対応いただけない場合は申請を受理しかねる場合があります。

- (2) 申請書が受理された後も、生産行程管理記録簿等に必要事項を適宜記入し、関係書類を含めて保管するとともに求めに応じて提示できるようファイルに整理しておいて下さい。

2 認証手数料の納付

申請受理後、受理通知と認証手数料の納付書を郵送しますので、指定口座に振込んで下さい。(☞ p.1-6 振込先)

IV 実地検査の実施

記帳や生産管理が適切に遂行され、栽培が環境に配慮したものとなっているかどうかを評価し、有機農産物の生産行程管理者としての適格性を調査することになります。したがって、見直しや改善をした実績やそれに基づく新たな規約(生産組織)、内部規程などを整備するとともに、検査員の求めに応じて提示して下さい。

1 実地検査の対象

申請を受け付けた生産行程管理者を対象に年 1 回の実地検査を行います。

2 実地検査の時期

検査の時期は通常、前年検査日の前後 2 ヶ月の間。概ね 6 月上旬から収穫・出荷まで。

・検査日の決定

事前に認証センターが委嘱している検査員から検査日の調整の連絡があり、検査日を決めます。検査日が決まりましたら認証センターから実地検査・調査計画書と自己診断シートを送付します。

3 実地検査の方法と留意点

米稲研認証センター業務規程第 29 条に従って実地検査を行います。

検査の際には生産行程管理責任者、格付責任者が立ち会い、以下に関する準備と検査への協力をお願いします。

(1) 検査内容

① 規約・内部規程等の確認

JAS 法の示す基準に合致しているか。

② 規程に基づく運用確認

生産行程(ほ場管理、施設管理、生産方法、記帳等)が、規程と誤りなく実施されているか。

③ 申請書類の記載内容の確認

生産行程管理記録(S-7)、格付記録(S-9)などが間違いなく記載されているか。野帳、出荷台帳が適切に記帳され、重大な欠落がないか。

※検査時に実地検査・調査計画書に同封した自己診断シートを検査員に提出する。

(2) 所要時間

書類・施設検査 1 時間程度

聞き取り 1 時間程度

ほ場検査 10～20 分程度 (1 筆あたり)

(3) 改善事項、不適合事項があった場合

生産行程管理責任者と検査員が実地検査・調査確認書に署名捺印して一部ずつ保管する。

生産行程管理責任者は実地検査・調査確認書に基づき、改善したこと、不適合を解決したことについて報告書を作成し、認証センターに送らなければならない。

(4) 検査結果

検査員は実地検査・調査報告書、確認書を作成し、認証センター事務局へ報告する。事務局は実地検査・調査報告書を認証証明書に同封して認証事業者に発送し、実地検査の結果を伝える。

(5) 検査員が公共交通機関利用の場合は、最寄駅からの移動及びほ場検査場所への移動についてご協力をお願いします。

(6) 昼食、手土産等の接待は行わないようお願いします。

通常の検査の他の検査

①追加検査

年に一度行う定期的な実地検査の他に、認証事項の変更等により追加して検査をする必要がある場合。

(例：継続認証がおりた後、施設を新しくした。)

→追加検査手数料(☞ p.1-4 別表 2)を別途請求します。

②臨時検査

- ・ 第三者からの情報提供等により認証事業者が有機の基準に適合しない恐れがある事実を把握し、その確認等のため臨時に検査を実施する場合。
- ・ 実地検査の際に検査員が指摘した不適合事項の是正処置の内容について再検査を実施する必要がある場合。

→臨時検査手数料(☞ p.1-5 別表 4)を別途請求します。

V 判定と認証証明書の送付

1 判定と認証証明書の送付

(1) 判定の時期

判定会は必要に応じて随時行います。早めに判定作業を進めるよう努力します。

(2) 判定方法

申請書類、自己診断シート、実地検査・調査確認書及び報告書の結果をもとに判定を行います。

判定の結果

[認証] 認証の条件が満たされている

→ 認証証明書を発行します

[保留] 認証の条件が満たされていない

→ 速やかにその内容を連絡しますので迅速に対応してください。

(3) 認証証明書の送付

認証と判定されたら認証証明書を送付します。認証証明書に記載された情報（認証ほ場の地番等）に誤りがないか確認してください。

※認証証明書に記載されている情報（認証ほ場の地番等）に誤りがあると、格付の表示、販売に重大な過失が生じることがありますのでご注意ください。

(4) 認証証明書送付後に認証要件に該当しなくなったほ場が発生した場合は、速やかに申請事項変更届(S-1B)を認証センター事務局に提出してください。上記の申請事項変更届を受理した場合は、当該ほ場を削除した「認証に係る詳細」を再発行します。

(5) 認証証明書の写しを取引先等に提供する場合は、複製であることがわかるようにしてください。認証センター複製用紙にコピーしてお使いください。

2 苦情・異議申し立て及び紛争の処理について

(1) 判定結果に関して不服申し立てがあった場合は、速やかに再判定、苦情処理委員会、判定委員会等を召集し、審査を行います。

(2) 再審査の結果については、速やかに申し立て人に通知します。

3 ホームページによる公開と農水省への報告

認証した生産行程管理者は認証センターのホームページ上での公開と独立行政法人農林水産消費安全技術センターを通じて農林水産大臣に報告されます。

VI 認証を受けてからの留意点

1 格付及び格付実績の記録・報告

(1) 格付の手順、格付記録

●認証ほ場で農産物を収穫

●生産行程の検査 ※「有機農産物等の生産行程についての検査方法」
(☞ p.2-23)に基づいて行うこと。

↓

●格付 ※「格付規程」に基づいて行うこと。

↓

●格付表示

①食品表示基準による表示（名称、原産地等）

②JAS規格による表示（「有機」である旨の表示）

③JASマークの貼付

○格付品とみなされるもの

認証されたほ場から生産された農産物であって、販売に供されるもの、加工に使用するもの、自家消費、贈答

×除外されるもの

別刈りしたもの、押出(犠牲米)等

記録について

格付記録は、格付表示の有無にかかわらず、認証ほ場の生産数量を記録する。

(☞:p3-41～ 有機農産物の格付記録・格付実績報告、格付の記録の仕方)

(2) 格付報告

前年4月1日～3月31日の総格付量を格付実績報告書(S-9)に記録して認証センターに報告して下さい。

・前々年に格付した在庫を繰り越して販売する場合、前年の格付量に加えないで下さい。

・もみ貯蔵等で前々年に格付していない場合は格付量として加えて下さい。

※格付量は1回のみ記録で重複して記録することのないよう気をつけて下さい

※格付と格付表示(JASシールを貼る)は別行為として、JASシールの受払を出荷台帳(S-10・11)に記入して下さい。

(3) 格下げについて

申請ほ場から収穫した農産物が有機の条件を満たさず格下げした場合、特別栽培の条件を満たしていれば特別栽培として販売することができます。

その際の確認団体は民稲研認証センター（組織申請の場合は組織名）になります。

(4) 申請していないほ場から収穫した農産物の表示に民稲研認証センターの名前は使用しないで下さい。

2 JAS マークの購入及び作成

JAS マークは認証が下りた時点から使用することが可能です。

JAS マークの使用については格付実績報告書(S-9)及び出荷台帳(S-10・11)等に正確に記録し、継続確認申請時に認証センターに昨年使用した枚数を報告して下さい。

(1) 購入について

JAS マークを認証センター事務局から購入する場合、「JAS シール注文票」に必要事項を記入して FAX して下さい。料金は p.1-6 参照。

(2) 作成について

JAS マークを印刷、パソコンで作成するときは事前にデザインを事務局へ届け出て確認を受け手から使用して下さい。

JASマークの様式		(飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法)	
		<p>(1) Aは、5mm以上とする。</p> <p>(2) Bは、Aの2倍として、Dは、Cの3/10とする。</p> <p>(3) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとする。</p> <p>(4) 認証機関名は、略称を記載することができる。</p> <p>(5) 認証番号は、飲食料品の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物の生産行程管理者、小分け業者を特定することができる場合には、記載しないことができる</p>	
<p>認 証 機 関 名</p> <p>認 証 番 号</p>			
<p>・AとBは、外円と内円の間(線幅の中心)を通る線とする。</p> <p>・Cは、内円(内輪)を長さとする。</p>		<p>・認証機関名は「一般社団民稲研認証センター」「民稲研認証センター」または「R R O F I」</p> <p>・色は自由。</p>	

3 各種記録簿の記帳と保管

生産行程管理記録簿(S-7)、出荷台帳(S-10・11)、JAS シール管理台帳及び根拠になる書類(資材購入納品書、販売出荷伝票)等は下表の期間保存し実地検査や消費者からの問い合わせの際に提示できるよう準備しておいて下さい。

		出荷～消費の見込み期間	
		1年未満	1年以上
賞味期限	あり	格付の日から1年間	消費期限または賞味期限までの期間
消費期限	なし	出荷の日から1年間	出荷の日から3年間

賞味(消費)期限の定めがない場合、出荷～消費の見込み期間の区別方法

一般的に長期保存不可：精米、野菜、果実、解凍肉、乳、卵 →1年未満

一般的に長期保存可能：玄米、大豆、麦類、荒茶、冷凍肉等 →1年以上

4 内部監査の実施

生産組織の事業年度ごとに、有機農産物の生産行程に関する内部監査を実施することとなっています。生産組織の規約・生産行程管理規程・格付規程などの見直しや生産方針、生産行程管理記録簿等の記帳など有機農産物の生産組織として発展するための総括を行い、会員生産者に徹底して下さい。なお内部監査記録・議事録等必要な記録を保存するようお願いいたします。

1 ほ場の栽培履歴

ほ場認証の時間的条件

（有機農産物 JAS 規格第 4 条に従い、有機農産物の生産を行った期間）

[有機]

- (1) 一年生作物 ➡ 播種または植付け前2年以上の間
- (2) 多年生作物 ➡ 最初の収穫前3年以上の間
- (3) 開拓ほ場等 ➡ 一年生: 播種又は植え付け前1年以上の間

多年生: 収穫前 1 年以上の間

* 開拓されたほ場または耕作放棄地であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において、新たに農産物の生産を開始した場合。

[転換期間中]

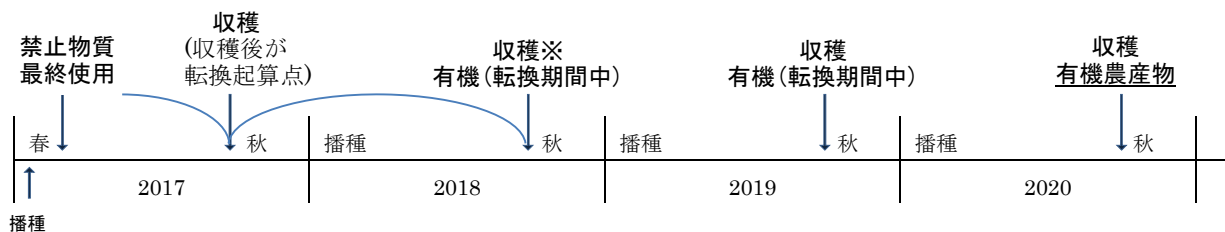
- ➡ 転換後最初の収穫前1年以上の間

* 有機転換 1 年未満のほ場は認証の対象にならない。

※ 有機栽培開始の起算点

（有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格 Q&A 問 8-1 及び 2）

- 米、野菜など多年生以外の農産物
 - ➡ 使用禁止資材を使用して栽培した作物の収穫終了時
- 果樹、茶など多年生の農産物
 - ➡ 使用禁止資材の使用を中止した時点
- 未耕作地の開拓
 - ➡ 有機管理の作物生産に繋がるほ場の管理作業が開始された時点。緑肥の栽培は、作物生産に含めることができる。



(※) 収穫※と記載した時点の収穫を有機(転換期間中)と表示するためには、その前年の慣行農産物の収穫より 1 年以上経過してから収穫しなければならない。

2 栽培管理

- (1) 土づくり・・・ JAS規格別表にあげられている以外の化学肥料・農薬は不使用。
- (2) 育苗
 - ア、床土
 - ・ JAS規格別表にあげられている以外の化学肥料・農薬は不使用。
 - ・ 購入、自家を問わず過去2年以上の間、周囲から使用禁止資材の飛散又は流入がない場所から採取されていること。
 - ・ 製造工程で禁止資材の混入がないこと。
 - ・ 必ず床土の採取地、製造工程が明示されている**製造証明書**（証明日付、宛名のないものは無効）を添付すること。自家床土の場合も採取場所の履歴を別紙様式（様式S-6B）に記入して提出して下さい。
 - イ、種子

使用できる種子及び苗

1. 【原則】有機栽培由来の種子、苗であること。
（第4条の基準に適合していること。）
2. A. 【有機由来の種子・苗の入手困難な場合】
【品種の維持更新に必要な場合】
使用禁止資材を使用することなく生産されたものが使用できる。

B. 【Aが困難な場合】【品種の維持更新に必要な場合】
以下のものが使用できる。
 - ①種子繁殖する品種は、種子（*）
 - ②栄養繁殖する品種は、最も若齢な苗等（*）
*ただし、ほ場で持続的効果を発揮する化学合成肥料及び農薬（ネオニコチノイド系殺虫剤など）が使用されていないもの。
3. 【1及び2の苗等の入手が困難であり、かつ以下の場合】
上記以外の苗であっても使用できる。
 - ①災害、病害虫により、植え付ける苗等がない場合
 - ②種子の供給がなく、苗等のみで供給される場合

○遺伝子組み換え技術を用いて作られた種子は使用できない

●ゲノム編集技術について

有機JASでは、「組換えDNA技術」を用いて生産されたもの（種苗など）を禁止しているが、ゲノム編集技術の取扱いについては明確になっていない。有機JASの改正等も視野に入れ、2019年時点では検討中。その結論が出るまでの間、有機JASにおいてはゲノム編集技術について、組換えDNA技術と同様に、その取扱いを禁止したい考え（農水省見解）。新しい品種を導入する際は「ゲノム編集された種苗では無い」ことの証明書を種苗会社に請求し、コピーを提出すること

(3) 用水(水稻の場合)

水田の用水の条件

- ・使用禁止資材が「流入しないように必要な措置が講じられている」こと
- ・以下のような場合、必要な措置が講じられたものと見なされる
(有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格 Q&A 問 8-8)

①河川・用水路から直接取水した用水(排水路と分離している)

*ただし、用水と排水が共用の場合、使用禁止資材の流入となるので、
④などの対策が必要

②井戸から取水した用水

③湖沼から直接取水した用水

④浄化池(ビオトープ)を經由した用水

*ビオトープの目安：水路幅 1m、長さ 10m 以上
*ビオトープは土で畦を作ることが望ましい。

(4) 使用資材

ア、肥培管理・・・化学肥料の使用は不可。

堆肥や周辺に棲息、生育する生物の機能で農地の生産力の維持増進が図れない場合にのみ、別表 1 の肥料及び土壌改良資材を使用すること、またミミズ等周辺以外から生物を導入することができます。

●**禁止** (☞P2-3 JAS 規格 第 4 条 ほ場における肥培管理の項)

- ①使用禁止資材に該当するもの。
- ②別表 1 の資材で製造工程において化学合成の物質が添加されたもの及び表の右欄の基準を満たさないもの。
- ③別表 1 の資材で当該資材の原材料の生産段階で組換え DNA 技術を用いたもの。

●**例外** (☞P2-9 JAS 規格 附則(平成 18 年 10 月 27 日告示) 経過措置 2)

ただし別表 1 の以下の資材は、附則において組換え DNA 技術を用いたものが不分別でも使用が当分の間認められている。

- ①植物及びその残渣由来の資材。
- ②発酵、乾燥又は焼成した排泄物由来の資材。
- ③食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材。
- ④発酵した食品廃棄物由来の資材。

近年、油脂原料として組換え DNA 技術を用いた作物が大量に輸入されています。油粕を購入する場合、組換え DNA でない製品を購入するよう心がけてください。

イ、有害動植物の防除・・・化学合成資材は使用禁止。

(但し、農産物に急迫した又は重大な危険がある場合で、耕種的・物理的・生物的方法で効果的防除ができない場合は、別表 2 の農薬が使用可能)

- ・ 有機栽培を行っている人は極力農薬を使用しないことを心掛けていますが、現状では新しい農薬の開発とその毒性・残効性、農薬による環境への影響（空中散布）、種子への塗布等々農薬の知識無しでは有機栽培をしているつもりでも無意識で使用禁止資材の飛来、流入（ドリフト）或いは使用してしまうことのリスクを考えなくてはなりません。（数年前無登録農薬として使用されたアグリクール）
- ・ 残留期間が非常に長いイミダクロプリド（ネオニコチノイド系＝普通物）フィプロニル（ピラゾール系＝普通物）が箱施用剤に使用されています。野菜種子に殺虫剤が塗布されている危険性があるので注意して下さい。
- ・ 一般に農薬として認識されていないが有害動植物の防除に効果があるとされる資材を「特定農薬」としています。重曹、食酢、地元で採れた天敵、エチレン、次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る。)の 5 種類です。前 3 種類は有機栽培に農薬として使用できます。後 2 種類は農産物の品質の保持改善目的の調整用等資材として使用できません。
- ・ 木酢液、ニーム粕、米ぬか、くず大豆等別表 2 に記載されていない資材を病虫害防除や抑草に使用する場合、別表 2 にあげられている農薬ではありませんので別表 1「その他の肥料及び土壌改良材」のなかで読んで使用し管理記録に記入して下さい。

ウ、新しい資材を使用する場合

新たな資材を使用するときは、原材料、製造工程、肥料成分（特に窒素成分が 8%を超える肥料については要注意）等を確認してから購入してください。購入の都度、必ず原料と製造工程がわかる資料を取扱店又は製造元から取寄せて、認証センターに提出します。(参考:有機農産物の J A S 規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書)

但し認証センターが確認した育苗土や肥料及び一般社団法人有機 JAS 資材評価協議会で認証された資材については証明書の提出は求めません。

(5) 申請ほ場周辺の緩衝地帯の確保

ア、周辺から使用禁止資材の飛散を避けるため 1.5m 以上の緩衝地帯を確保する。隣地が傾斜地、果樹園、飼料ほ場等の場合は状況に応じて緩衝地帯幅を広げる。

※ 隣家との話し合いで水田の場合は箱施用剤の使用、投げ込み剤や飛散の少ない粒剤を散布する等の協約書がある場合は 1m 以上の緩衝地帯を確保する。



ほ場認証の物理的条件

周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置が講じられている。

<防止措置を講ずる必要のある事例>

- (1) 隣接慣行ほ場からの農薬の飛来
- (2) 隣接畦畔に散布された除草剤の流入
- (3) 水田の用水路への工業用排水の流入
- (4) 化学肥料等使用禁止資材を含む土砂の流入
- (5) ラジヘリによる農薬の空中散布によるドリフト

イ、動力噴霧機 (SS 含む) : 10m 以上の緩衝地帯を確保する。

ウ、空散実施地帯 : ラジコンヘリ...散布中の機体から 10m 以上の緩衝地帯を確保する。

有人ヘリ ...粉剤による農薬散布は 100m 以上の緩衝地帯を確保する。

※ 空散実施の際、認証センターから実施団体に対し、有機認証ほ場へ十分な配慮をするよう文書による要望をするので、実施が確定次第ご一報下さい。

《 空散実施時の認証要件 》—ラジコンの場合

1 事前協議の実施

- (1) 生産行程管理者は空散除外の申請を空散実施者に申し出る。
- (2) 生産行程管理者は以下の対応をする。
 - ア、空散除外ほ場であることを示す標識旗を立てる。
 - イ、少なくとも機体から 10m 以上の緩衝地帯を設けて飛行するよう申し入れる。
 - ウ、緩衝地帯に接するほ場には、農薬落下検知板を設置する。
 - エ、空散実施時には、生産行程管理者は安全な場所で目視するようにする。


2 農薬落下検知板の判断の目安

- (1) 実施時に農薬落下検知板を設置する。
 - 該当ほ場境界一辺につき 3 枚以上（両隅と中央）設置する。
 - 飛散が確認された場合は別刈りを行う。飛散粒子が 3 粒未満の場合→飛散は極めて少ないとみなし別刈りを実施しなくてよい。
 - 〃 4～10 粒の場合→飛散は軽微と見なし 1.5m～3m の別刈りを実施する。
 - 〃 11 粒以上の場合→飛散量に応じて 3m 以上の別刈りを実施する。
 - ※ 農薬落下検知板を設置する場合は露などが付着しないよう、育苗箱の上に置くなどして防水措置を講じること。（1 枚 30 円）
 - ※ 空散実施者が農薬落下検知板を用意していない場合は認証センターから購入すること。
- (2) (1)が実行できなかった場合
 - 空散実施者より飛行経路図（実施図）、飛散の有無の証明書等を取り寄せる。
 - 飛行経路が認証要件を満たさなかった場合は緩衝地帯不足分の別刈りを行う。

3 実施後の処置

- (1) 農薬落下検知板は、生産行程管理者、空散実施者双方で判断し、実施者より飛散の有無を示す証明書の発行を要求し、認証センターにその写しを提出する。
- (2) 実地検査前に航空防除が済んでいるときは、落下検知板を検査員に提示し落下の有無を確認してもらう。痕跡が認められた場合は認証センターに検査員が預かり報告書とともに提出する。実地検査後の防除であれば生産行程管理者が落下検知板を認証センターに送る。
- (3) 生産行程管理者は航空防除後に該当地区の「航空防除実施作業地図」或いは「航空防除実施作業地図」（S-8）を認証センターに送る。

(6) ほ場周辺の緩衝地帯が不足している場合の処置

- ・ 緩衝地帯の不足分は、ほ場詳細図(S-3)に斜線  で書き入れる。
- ・ 緩衝地帯は植栽しないか、別刈りする。別刈りの場合は日付、刈り幅等を生産行程管理記録(S-7)に記載する。

<有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格の Q&A（抜粋）>

（問 8-11）有機農産物を栽培しているほ場が他のほ場の農薬散布の影響を受けた場合はその農産物はどうなりますか。

（答）

農薬散布による飛散又は流入の影響は、当該ほ場の地理的条件、地域の気象条件等によって異なりますが、有機農産物の日本農林規格別表 2 に掲げられている以外の農薬の飛散又は流入を受けたことが確認されれば、当該ほ場における農産物は有機農産物ではなくなります。

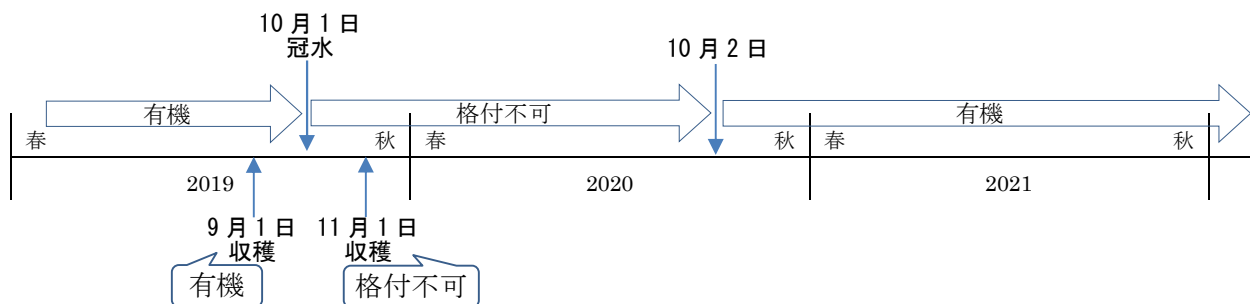
(7) 天災で 周囲から土砂等が流入した場合の取り扱いについて

<農林物資の規格化等に関する法律施行規則等の改正>

→有機農産物の生産行程管理者の認証の技術的基準六の規定

認証生産行程管理者の責に帰さない事由により使用禁止資材がほ場、栽培場又は採取場に混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときは、当該使用禁止資材が混入した日から1年を経過した日以後に収穫された生産荷口については、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。(有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法 二 p.2-23)

国際的な取扱いも踏まえ、当該使用禁止資材が混入した日から1年を経過した日までに収穫された生産荷口については格付不可とし、それ以降に収穫された生産荷口については、当該使用禁止資材を使用していないものと見なして格付することができる。



●「微量」であるかどうかの判断方法

1. 使用禁止資材を使用した場合

当該使用禁止資材の種類、特性や使用状況を、資材使用の標準的なケースに照らして判断することが基本であり、例えば、次に着目して判断することが考えられます。

- (1)使用した資材に含まれる使用禁止資材の割合や単位あたりの施用量から算出したほ場に混入した使用禁止資材の量と施用基準、慣行レベル等の比較
- (2)使用した使用禁止資材の実際の施用量と資材メーカー等が推奨する施用量の比較

2. 天災により使用禁止資材が流入した場合

天災により使用禁止資材が流入した場合は、一般的に、土砂崩れであればその土砂等を取り除くこと、河川の氾濫であれば水が引くことから、混入した使用禁止資材の量は、常に微量と考えます。

- 1.河川が氾濫し、周辺の慣行栽培ほ場（使用禁止資材を使用）から土砂が流れ込んだ。
→使用禁止資材の流入を否定できない。
- 2.河川が氾濫し、周辺の慣行栽培ほ場(使用禁止資材を使用)を通過した水が流れ込んだ。
→使用禁止資材の流入を否定できない。
- 3.大雨で有機ほ場の隣の農薬を散布されていない山林から土砂が流入したが、その他の被害はない。
→使用禁止資材の流入を否定できる。
- 4.河川が氾濫し、有機ほ場が冠水したが、周辺は有機ほ場である。
→使用禁止資材の流入を否定できる。

(8) 看板の作成と設置

認証を受けたほ場、施設については、そのほ場、施設に認証の内容を表示することになっています。認証ほ場には以下の要領で年間を通して看板を立て、他のほ場から使用禁止資材が飛散し、又は流入しないように防止するよう努める。

- ・ ほ場ごとに表示看板を設置する。ほ場がまとまっている場合でも他人が見た場合、ほ場毎に表示がないとどこまで該当するかが解らなくなるので必ず設置する。
- ・ 認証センターで販売している看板は1枚440円(税込)です。

表示用看板の内容

JAS法にもとづく有機農産物生産ほ場			
認証番号		生産者氏名	
生産者住所			
ほ場番号		面積	a
有機栽培開始年月日		年	月
登録認証機関	： 民間稲作研究所認証センター		
住所	： 栃木県河内郡上三川町大字鞆堂72		
このほ場は有機農産物の日本農林規格で定められている生産の方法で栽培しています。特に農薬の飛散や水質の汚濁に注意して栽培しています			

(9) 労働安全への取組

農作業をするにあたっては安全に作業を行うことを心がけなければなりません。そのために以下のことを確認して農機具使用（生産行程）管理マニュアルを作成して下さい。

- (1) 危険な作業等の把握をするとともに安全に作業を行うための服装や保護具の着用をする。
- (2) 機械作業や危険と思われる作業を誰がやるか話し合う。
- (3) 機械・器具の使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行う。
- (4) 使用中の機械のトラブルに対してエンジンを切ってから対応する。
- (5) 農薬・燃料等を適切に管理する。
- (6) 事故に対応した保険へ加入し備える。

3 収穫・受入れ・輸送・選別・調製・洗浄・貯蔵・包装その他の収穫以降の工程に係る管理

1. 有機農産物に適合しない農産物が混入しないように管理を行う。
2. 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。）による。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。

(1)有害動植物の防除目的

別表 2 の農薬及び別表 4 の薬剤(ただし、農産物への混入を防止すること。)

(2)農産物の品質の保持改善目的

別表 5 の調製用等資材（組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。）

3. 放射線照射を行わないこと。
4. 有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理すること。

※ 有機米以外の米の混入を防止するための方法

- ・ 収穫調製を慣行栽培米の作業後に有機米の作業を行う場合はコンバイン、乾燥機については使用前に必ず清掃を徹底し残量がないようにする。
- ・ 粃摺り機、精米機等は必要かつ十分な押出量を取り、その重量を生産行程管理記録（S-7）に記録する。
- ・ 押出量は生産行程管理者の判断による。

5. 有機農産物の生産行程管理者は小分け行為を行うことが可能です。生産行程管理者が小分けを行った場合については、受け入れ以降の工程について管理把握し、格付けを行う必要があります。従って小分け行為を行うときは、事前に小分けを行うことを事前に本会に申告し、内部規程に「小分け行為」を規定し、本会の小分けに使用している「有機栽培米の受払簿」（K-4）と「格付表示実績報告書」（K-3）に記録し提出する。

4 格付表示

- (1) 格付は原則として調製(粃摺り)後に行うが、精米で小分け販売する場合は精米重を格付量 (kg) とする。
- (2) 格付は格付規程に基づいて格付責任者が袋詰めするときに、ほ場一覧、生産行程管理記録等を確認し、検査方法(☞ p.2-23)に基づいて行う。
- (3) 格付表示は「民稲研認証センター」等認証機関名が入った J A S マークを収穫調製後又は出荷時に貼る。

5 保管管理

- (1) 有機農産物の保管管理は、有機栽培以外の農産物と区別し汚染がないよう保管する。
- (2) 保管管理において使用禁止資材が使用されていないこと。
- (3) 害虫防除の方法は、性フェロモン剤、誘蛾灯・妨蛾灯等の使用は可。

< 有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格の Q&A (抜粋) >

(問 14-3) 有機農産物の調製 (保管を含む) 等を行う施設において別表 4 以外の薬剤

を使用することはできますか。

(答)

調製に使用する施設の使用期限が限定されているような場合、有機農産物の調製・保管等に使用していない期間に限り、別表 4 以外の薬剤を使用することは可能ですが、当該施設を有機農産物の調製等に使用する前に、使用した薬剤が除去されている必要があります。

6 出荷

(1) 表示の再確認

出荷時に①JAS マーク②有機表示③その他の表示が適正か再確認する。



(2) 格付に関する記録の保存

各種伝票類は格付に関する証拠書類として下表の期間保存する。

		出荷～消費の見込み期間	
		1 年未満	1 年以上
賞味期限	あり	格付の日から 1 年間	消費期限または賞味期限までの期間
消費期限	なし	出荷の日から 1 年間	出荷の日から 3 年間

賞味(消費)期限の定めがない場合、出荷～消費の見込み期間の区別方法

一般的に長期保存不可：精米、野菜、果実、解凍肉、乳、卵 →1 年未満

一般的に長期保存可能：玄米、大豆、麦類、荒茶、冷凍肉等 →1 年以上

(3) 輸出

有機農産物、有機加工食品の輸出について、EU 加盟国、スイス、アメリカ、カナダへ輸出できます。

輸出する場合は輸出代理店と相談して必要な書類の発行を認証センターに連絡して下さい。

民間稲作研究所認証センターの有機認証基準（有機加工食品）

1 用語の定義（p. 2-13 有機加工食品の日本農林規格 第4条）

【有機加工食品】

次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）。畜産物（有機畜産物を除く。）。水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。

2 原材料及び添加物として使用可能なもの（加工助剤を含む）

1 格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、格付されたものにあってはこの限りでない。

(1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物

2 1以外の農畜産物（ただし、以下のものを除く）

(1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物

(2) 放射線照射が行われたもの

(3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの

3 水産物

（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く）

4 農畜水産物の加工品

・ 1に掲げるもの（(2)に掲げるものに限る。）

・ 原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く

5 食塩

6 水

7 別表1の添加物

3 原材料の使用割合

原材料（食塩及び水を除く及び添加物(加工助剤を除く)の重量に占めるこの表原材料及び添加物（加工助剤を含むの項基準の欄2、3、4及び7(有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く)）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。

4 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理

(1) 製造、加工

物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。）による。食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とする。

(2) 原材料の管理

原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機畜産物は、他の農畜産物、その加工食品が混入しないように管理を行う。

(3) 有害動植物の防除

物理的又は生物の機能を利用した方法による。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表 2 の薬剤（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止する。

(4) 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わない。

(5) 有機加工食品が農薬、洗剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理する。

<有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格の Q&A（抜粋）>

（問 14-6）放射線照射が禁止されていますが、工程管理のために放射線を利用することはできますか。

（答）

有害動植物の防除、食品の保存又は衛生での目的での放射線照射はできませんが、工程管理である形状の確認や異物検査のための放射線照射は行えます。

なお、この場合であっても飲食料品に吸収される線量は 0.10 グレイ以下でなければなりません。また、輸入食品の通関時に実施される X 線検査については問題ありません。

5 食品表示基準

1 名称の表示

次の例のいずれかにより記載すること。

「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」

「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

（注）「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。）

2 原材料名の表示

使用した原材料のうち、有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物にあつては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。

転換期間中有機農産物を原材料として使用したものにあつては、1 の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること

別表 1 添加物 別表 2 薬剤

6 加工施設の表示

認証を受けた施設については、その施設に認証の内容を表示することが望ましい。

表示内容

JAS法にもとづく有機加工食品生産施設			
認証番号		事業者名	
事業者住所			
生産行程管理責任者			
有機加工食品認定取得年月日		年	月 日
登録認証機関	： 民間稲作研究所認証センター		
住所	： 栃木県河内郡上三川町大字鞆堂72		
電話	： 0285-53-1198		

7 格付表示

- (1) 格付は、重量を格付量（kg）とする。
- (2) 格付は格付規程に基づいて格付責任者が袋詰めするときに、製造記録等を確認し、検査方法(☞ p.2-23)に基づいて行う。
- (3) 格付表示は「民稲研認証センター」名が入ったJASマークを袋詰め時に貼る



8 保管管理

- (1) 有機加工食品の保管管理は、有機加工食品以外の食品と区別し汚染がないよう保管する。
- (2) 保管管理において使用禁止資材が使用されていないこと。

9 出荷

- (1) 表示の再確認
出荷時に①JASマーク②有機表示③その他の表示が適正か再確認する。
- (2) 格付に関する記録の保存
各種伝票類は格付に関する証拠書類として保存する。

10 本会が既に認証している有機加工食品

モチ、麴 甘酒 米菓 小麦粉 麦芽 麦茶 きな粉 雑穀米 ハーブ茶
ヨモギ茶 干し柿 味噌 醤油 干し芋 米粉